

北海道における知的創造サイクルの確立に向けて

北海道企画振興部科学技術振興課

目次

はじめに

- 1. 推進方策の目的
- 2. 北海道の知的財産の現状
- 3. 推進方策の3本柱

おわりに

.....

はじめに

本年6月に北海道が策定した「北海道知的財産戦略推進方策（推進方策）」について、その概要を紹介する。

1. 推進方策の目的

推進方策の目的は、本道における知的財産の基本的な取扱い方針を定め、これに基づいた取組を推進することにより、本道における知的創造サイクルを確立し、新事業や新産業の創出による本道経済の再建を果たそうというものである。

2. 北海道の知的財産の現状

北海道における知的財産の現状についてここ数年の出願数をみると、特許出願が年間約1,200件、商標登録出願が約1,400件となっており、特許の全国でのシェアは0.3%と決して高い数字ではないが、東京、神奈川、大阪、愛知など3大都市圏からの出願が全体の8割近くを占めている状況であり、都道府県別の順位は平成14年で23位と中程に位置している。

3. 推進方策の3本柱

推進方策の3本柱として特に重点的に取り組む事項は次のとおりである。

- 1 競争力のある中小企業の育成
- 2 安全で安心な農林水産物の供給とブランド化
- 3 道立試験研究機関の効果的な活用

推進方策では、これらの3本柱について、それぞれ具体的な取組策又は施策の検討方向を示している。

(1) 競争力のある中小企業の育成

競争力のある中小企業の育成について、推進方策では、重点領域（バイオ、IT、環境・リサイクル分野）の設定や中小企業も知財戦略を持つことの重要性など

について触れているが、ここでは、特に中小企業に対するバックアップの必要性について、紹介する。

行政や公益法人あるいは大学や公設試験研究機関などによって実施されるものとして、次のようなものが考えられる。

- ① 相談窓口の充実・強化
- ② コーディネート機能の整備
- ③ 研究開発費の支援
- ④ 外国出願費用の助成
- ⑤ 知財を担保とする資金調達の支援
- ⑥ 知財マインドをもった企業経営者等の育成
- ⑦ 知財の普及・啓発活動
- ⑧ 共同研究等産学官連携の推進
- ⑨ 研究成果の積極的な公開・公表

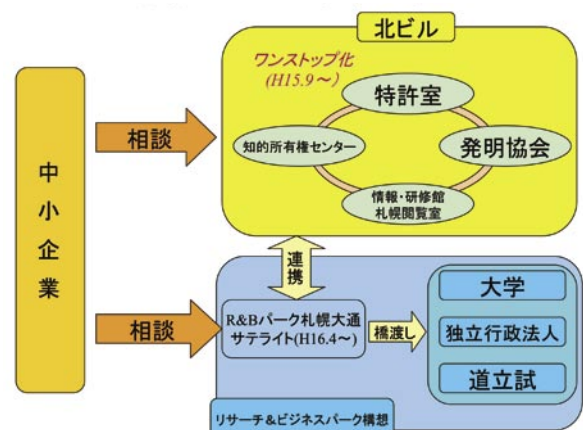
すべてについて紹介する紙数がないので、いくつかピックアップする。

○相談窓口の充実・強化

札幌駅の北口にある「北ビル」の7階に経済産業局の特許室、社団法人発明協会北海道支部、独立行政法人工業所有権情報・研修館札幌閲覧室が設置されていたが、2003年9月に北海道知的所有権センターが道立工業試験場から移転し、現在では、実質的なワンストップサービスが提供されている。

また、道内の産学官の協力により推進しているリサーチ&ビジネスパーク構想における取組として、本年4月、札幌市の中心部に産学官連携に関する総合

相談窓口の充実・強化



窓口である「R&B パーク札幌大通サテライト」を設置し、知的財産に関する一般相談にも対応するとともに、必要に応じて北ビルとも連携を図っている。

今後は、道央圏以外の地域における相談機能の充実や窓口の整備について検討する必要がある。

○コーディネート機能の整備

知的財産を創造し、企業へ技術移転を行うことによってその活用を図るためには、産学官の橋渡しを行うコーディネート機能が非常に重要である。

このため、今年度から(財)北海道科学技術総合振興センターに「コア・コーディネータ」を2名配置し、研究成果の移転促進を図っている。

○知財マインドをもった企業経営者等の育成や知財の普及・啓発

創業の促進や技術系の企業経営をマネジメントする高度な人材を育成するため、今年度、バイオ分野を対象としたMOT講座を実施しており、このカリキュラムとして、特許の基礎知識から戦略的特許、知的財産管理の重要性などについて講義がなされる。

また、広く中小企業や道民の知的財産に対する意識の醸成を目的として、北海道経済産業局、(社)発明協会北海道支部などと共催により、日本弁理士会のご協力もいただきながら、道内各地で「知的財産戦略タウンセミナー」を実施している。

(2) 安全・安心な農林水産物の供給とブランド化

安全・安心な農林水産物を安定的に供給し、それらのブランド化を図るために必要と思われる技術について、種苗から生産、流通、評価といった段階ごとに整理すると右上の表のようになる。

○種苗登録の必要性

種苗については、病気や寒さに強い品種やポリフェノールを多く含む高機能の品種など優良な種苗を開発し、適切に種苗登録することが必要である。

○技術開発の必要性

また、生産、流通、評価については、上記の表に記載しているような事項に関する技術を開発し、特許化を図ることが重要である。

○商標等を活用したブランド化

上記の技術により付加価値を高めた産品を開発し、そのブランド化を図ることが本道の農林水産物の発展にとって大きな力となる。農林水産物のブランド化については、開発した産品に適切な商品名を付け、これを商標登録することによりブランド化を図る取組も重要である。また、自治体や農協などの団体が商標登録を行い、地域ブランド化を図る取組も、知的財産を活用した地域振興策となる。

農林水産物に係る技術開発・権利化とブランド

	種苗	生産	流通	評価
安定供給	耐病性 耐冷性 etc.	安定・多収量 養殖技術	出荷時期 調整	DNA etc.
安全・安心	有機 低農薬	有機 低農薬	鮮度保持	細菌等 残留農薬 毒性 Etc.
	トレーサビリティ			
品質保証	高機能 味 etc.	高機能 味 etc.	鮮度保持	糖度 タンパク質 機能性成分 etc.

(3) 道立試験研究機関の効果的な活用

道有の知的財産権の現状について、平成15年度末の特許権の保有件数は102件となっており、これは全国の公設試でもトップクラスにある。

これらのポテンシャルを活用して、産業発展に貢献する研究を推進し、研究成果を積極的に権利化するとともに、企業等が実施しやすいように最も効果的な方法によりその活用を図ることが重要である。

そのために必要な具体策は、次のとおりである。

- ① 出願までの手続の迅速化
- ② 職務発明等認定手続の専門化
- ③ 出願・維持費用の確保
- ④ 研究員へのインセンティブの確保
- ⑤ リエゾン（橋渡し）機能の強化
- ⑥ TLOなどの外部機能の活用
- ⑦ 権利取得や放棄、譲渡などの取扱基準の策定
- ⑧ 出願から権利の維持まで管理の一元化
- ⑨ 研究職員に対する知的財産研修の充実
- ⑩ 札幌医科大学における知的財産戦略の構築

終わりに

北海道には平成16年9月現在で19名の弁理士が弁理士会に登録しているが、そのほとんどが札幌を中心とする道央圏に事務所を有している（日本弁理士会ホームページより）。今後、道央圏以外の地方における弁理士の確保が必要になるものと考えられる。

また、弁理士には、出願手続の代理人としての役割にとどまらず、技術の目利きや評価、さらには企業の経営戦略に関し知的財産戦略の観点からコンサルティングを行う役割を担っていただくことを期待している。

お問合せ先
 北海道企画振興部科学技術振興課研究基盤グループ
 TEL: 011-231-4111 (内線 23-167)
 E-Mail: sogo.kagil@pref.hokkaido.jp
 URL: <http://www.pref.hokkaido.jp/skikaku/sk-kgsko/index.htm>